

令和 7(2025) 年度採用分  
令和 8(2026) 年度採用分

日本学術振興会  
NSF との協力による国際交流事業（試行）

諸手続の手引

**JSPS-NSF Supplemental Research Collaboration  
Opportunity in Japan: SRCO-J (PILOT)**

**PROGRAM GUIDELINES  
FY2025 and FY2026**

独立行政法人日本学術振興会  
JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE  
 日本学術振興会



## 連絡先一覧 Contact Information

研究課題番号(15桁)は採用通知書に記載しています。

本会への連絡の際は、必ず研究課題番号を記載してください(例:メールの件名、提出書類、等)。

研究課題番号: JPJSSRC (8桁の数字)

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 国際事業部 研究協力第二課 二国間交流第一係

(受付時間: 月~金 9:30~17:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

電話: 03-3263-1932、1983、1763

Email: srco-j\*jsps.go.jp (「\*」は「@」に置き換えてください。)

## 目 次

	頁
<b>I 本事業の趣旨と遵守事項</b>	
1. 本事業の趣旨	1
2. 本手引について	1
3. 研究課題番号	1
4. 支援対象期間	2
5. 米国側研究者、受入研究者及び受入研究機関の遵守事項	2
6. 研究計画の変更	5
7. 採用の取消し、支給経費の停止等	5
8. 米国側研究者、受入研究者及び受入研究機関での事前準備	5
9. 採用者の公表	6
10. 成果発表	6
11. 研究課題に係るアウトリーチ活動	6
12. 研究活動における不正行為	7
13. 研究費の不正使用	7
14. 個人情報の取扱い等	8
15. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグ リティの確保について	8
16. 研究データマネジメントについて	8
<b>II 採用後の手続</b>	
1. 採用通知及び関係書類の種類	10
2. 支援対象期間開始日前に必要な手続	10
3. 支援対象期間開始日後に必要な手続	12
4. 支援対象期間終了後に必要な手続	12
<b>III 支給経費</b>	
1. 支給経費の性格	14
2. 滞在費	14
3. 支給経費の 戻入 <small>れいにゅう</small>	15
<b>IV 各種変更等</b>	
1. 支援対象期間の短縮	16
2. 滞在費の減額	16
3. その他基本事項変更の手続	16

## I 本事業の趣旨と遵守事項

和文と英文が併記されている箇所に関して、内容に解釈上の差異が生じた場合は、和文による解釈を優先します。

Some parts of this Guidelines include both English and Japanese text. If any differences in wording or interpretation should occur between English and Japanese text, the Japanese text will take precedence.

### 1. 本事業の趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science: JSPS、以下「本会」という。）は、米国からの優れた研究者の来日を支援し、米国との研究交流を促進するため、米国科学財団（National Science Foundation: NSF、以下「NSF」という。）と協力し、「NSF との協力による国際交流事業（JSPS-NSF Supplemental Research Collaboration Opportunity in Japan: SRCO-J」を試行的に実施します。

### 2. 本手引について

本手引は、「NSF との協力による国際交流事業」における待遇、条件及び各事務手続の詳細について説明したものです。本事業の日本側の代表者（以下、「受入研究者」という）、及び受入研究者の所属する機関（以下、「受入研究機関」という）の事務担当者は、本手引の内容を確認してください。また、受入研究者と受入研究機関は、米国側の代表者（以下、「米国側研究者」という）に2頁の「5. (1) 米国側研究者の義務 Obligations of US PIs」の内容を伝えてください。

米国側研究者、受入研究者及び受入研究機関の事務担当者は、採用通知書受領後、本手引の内容を理解した上で、すべての条件を遵守することに同意したことを示す「受入承諾兼誓約書（様式1）」を提出することとされています。そのため、本会は、本手引に掲げる待遇又は条件の変更に関する交渉に応じることはできません。また、各事務手続における期限や方法を必ず遵守してください。

特に、受入研究機関の事務担当者は、米国側研究者及び受入研究者の円滑な研究遂行のため、これらの者からの問合せや相談に応じ、遺漏のないよう各事務手続を行ってください。

本手引及びFAQを確認した上で、なおかつ不明な点がある場合には、本会に問い合わせて確認し、必ずその指示に従ってください。また、本手引に定められた事項を守らない場合には、経費の支給又はその他のサービスを受けることはできず、支給を受けた経費の全部又は一部の返還を求めることがありますので、ご注意ください。

本手引及び様式は本会のウェブサイトからダウンロードできます。（準備中）

### 3. 研究課題番号

研究課題番号（15桁）は採用通知書に記載しています。

本会への連絡の際は、必ず研究課題番号を記載してください（例：メールの件名、提出書類、

等）。また、研究成果等の発表に当たり、論文等の謝辞に本事業により支援を受けた旨を記載する場合には、必ず研究課題番号を含めてください。

研究課題番号：JPJSSRC（8桁の数字）

#### 4. 支援対象期間

米国側研究者は、以下の期間内に支援対象期間を開始しなければなりません。所定の期間内に開始できない場合は、採用が取り消されます。

◆支援対象期間開始日：

令和7(2025)年度採用分 2025年8月1日～2026年3月31日

令和8(2026)年度採用分 2026年4月1日～2027年3月31日

◆支援対象期間終了日：支援対象期間開始日から数えて採用通知書記載の支援対象期間を経た日。

米国側研究者が支援対象期間を短縮する場合は、短縮する日を「支援対象期間終了日」と読み替えるものとします。

(例)

2026年4月1日 が支援対象期間開始で、支援対象日数が60日の場合：

2026年4月1日（支援対象期間開始日）～2026年5月30日（支援対象期間終了日）（60日）

なお、米国側研究者は、支援対象期間中、継続して日本に滞在することが必要であり、分割滞在は原則認められません。また、各自で設定した支援対象期間の延長は、いかなる場合でも認められません。

#### 5. 米国側研究者、受入研究者及び受入研究機関の遵守事項

米国側研究者、受入研究者及び受入研究機関は、本事業の支援対象期間中、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。また事業の趣旨を理解の上、本手引に従って共同研究を行ってください。

##### (1) 米国側研究者の義務 Obligations of US PIs

① 米国側研究者は、支援対象期間中、受入研究機関の内外を問わず、すべての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権乱用、ネグレクト等）を行ってはならない。また、加害・被害を問わず人権侵害行為に関連した可能性がある場合は、本会の指示に従い受入研究機関、本会及び関連する機関と積極的に連携して問題の解決に努めること。

During their tenures, US PIs shall not, either in or outside Host institutions, infringe in any way on the human rights of others, including racial or gender discrimination or harassment or other forms of abuse. All cases of potential human rights violations, whether related to the

victimized or victimizer, shall be reported and action taken by Host institutions, JSPS and other related organizations to solve the problem.

- ② 米国側研究者は、本事業に係る研究課題の遂行に支障が生じる恐れがあるため、本事業の支援対象期間中、他のフェローシップを得てはならない。本事業の支援対象期間中に他のフェローシップに同時に採用された場合（本会が実施する外国人研究者招へい事業内のプログラムに採用された場合を含む。）には、いずれか一つを選択し、辞退等その他の必要な手続を取ること。

US PIs are not permitted to receive other fellowships during the tenure of this program because it may interfere with the research performance of this program. If US PIs have accepted another fellowship, they must choose one of them and decline the others.

- ③ 米国側研究者は、支援対象期間中、日本において本事業に係る研究に専念すること。

During their tenure, US PIs must devote full time to their research in Japan.

- ④ 米国側研究者は、支援対象期間中、継続して日本に滞在すること。

US PIs must reside in Japan during the term of their programs.

- ⑤ 米国側研究者は、本会が定めるルールに従い、受入研究者や受入研究機関と協力して、定められた期日までに様式を提出すること。

US PIs are obligated to follow the rules stipulated in this booklet and to submit forms to JSPS via their Hosts and Host institutions by the prescribed deadline.

- ⑥ 米国側研究者は、本事業による研究成果等の発表に当たり、論文等の謝辞に本事業により支援を受けた旨を記載する場合には、必ず本事業名と研究課題番号を含めてください。

When publishing research achievements that have been obtained as a result of this program, US PIs should always be sure to indicate that a JSPS-NSF Supplemental Research Collaboration Opportunity in Japan was received. Please note that researchers should include the name of this program and JPJSSRC and the 8-digits Grant Number in the acknowledgements.

- ⑦ 米国側研究者は、研究上の不正行為を行わないこと。

US PIs must not engage in any kind of research misconduct.

- ⑧ 米国側研究者は、本事業に係る諸経費について、善良な管理者としての注意義務をもつて管理・執行を行い、不正又は不適切な取扱いは行わないこと。

US PIs are obligated to manage appropriately the funds provided under the JSPS program, taking strict care to avoid their improper use or expenditure.

- ⑨ 米国側研究者は、本手引に記載している内容に従うこと。

US PIs agree to observe all of the provisions in these Guidelines.

## (2) 受入研究者の義務

- ① 受入研究者は、支援対象期間中、受入研究機関の内外を問わず、すべての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権乱用、ネグレクト等）を行ってはならない。また、加害・被害を問わず人権侵害行為に関連した可能性がある場合は、本会の指示に従い受入研究機関、本会

- 及び関連する機関と積極的に連携して問題の解決に努めること。
- ② 受入研究者は、受入研究機関の事務担当者の協力を得て、米国側研究者が受入研究機関において滞りなく研究が遂行できるよう、必要な研究室、その他の施設・設備が使用できるように受入体制を整えること。その際、必要があれば、受入研究機関の規則に則り、米国側研究者に受入研究機関内で名称・身分を与え、身分証を発行する等の措置をとること。
  - ③ 受入研究者は、受入研究機関の事務担当者の協力を得て、米国側研究者が受入研究機関において滞りなく共同研究が遂行できるよう、米国側研究者の支援対象開始日前に必要な手続（査証の申請手続を含む。）及び宿舎やワークスペースなどの確保その他、日本での生活に必要な事柄の支援を行うこと。
  - ④ 受入研究者は、米国側研究者の支援対象期間開始・終了、米国側研究者の支援対象期間及び支給経費等に密接に関連する事項について正しく把握した上で、所定の様式を受入研究機関の事務担当者を経由して期日までに提出すること。
  - ⑤ 受入研究者は、研究上の不正行為を行わないこと。
  - ⑥ 受入研究者は、本事業に係る諸経費について、善良な管理者としての注意義務をもって管理・執行を行い、不正又は不適切な取扱いは行わないこと。
  - ⑦ 受入研究者は、本手引に記載している内容に従うとともに、米国側研究者にも従うよう指導すること。

### **(3) 受入研究機関の義務**

- ① 受入研究機関は、米国側研究者の受入にあたり第一義的な責任を有しており、受入にあたっては人権侵害行為、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等の防止について積極的に取り組み、また問題が生じた場合はその解決に努め、本会が求める場合には、これら問題について報告をすること。
- ② 受入研究機関は、米国側研究者の滞在日程に十分留意の上、必要な手続を行うこと。
- ③ 受入研究機関は、米国側研究者の滞日中の生活面での支援、身分保証（研究機関での活動等に必要な名称・身分を与える等）について、特段の配慮をすること。
- ④ 受入研究機関は、米国側研究者の受入にあたり、必要に応じて、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）、関係法令及び学内規程等に沿って、安全保障貿易管理に係る所要の手続を行うこと。
- ⑤ 受入研究機関は、米国側研究者が受入研究機関において滞りなく共同研究、討議、意見交換等を開始できるよう、米国側研究者の支援対象期間開始前に必要な手続（査証の申請手続を含む。）及び宿舎やワークスペースなどの確保その他必要な支援を行うこと。
- ⑥ 受入研究機関は、予め米国側研究者の連絡先を確保するよう努め、常に安否を確認できるように備えること。
- ⑦ 受入研究機関は、米国側研究者と受入研究者が快適に研究を進められるように必要な支援を行うとともに、問題が生じた場合は中立的な立場で解決を図ること。
- ⑧ 受入研究機関は、米国側研究者及び受入研究者に対し、研究活動の不正行為（研究成果の捏造、改ざん等）及び研究費の不正使用（研究費の私的使用、目的外使用等）が行われる

ことがないように、本会及び受入研究機関の定めるルール（不正行為・不正使用を行った場合のペナルティを含む）を告知し、遵守させること。

- ⑨ 受入研究機関は、米国側研究者の支援対象期間開始・終了、米国側研究者の支援対象期間及び支給経費等に密接に関連する事項について正しく把握すること。

## 6. 研究計画の変更

申請書に記載の研究課題及び研究計画に基づいて審査が行われています。そのため、原則として、当初の計画を変更することはできません。（16頁「IV各種変更等」参照）

## 7. 採用の取消し、支給経費の停止等

本会は、次に掲げる（①～⑨）いずれか、又は複数の事項に該当すると判断した場合には、その内容に応じ、

- (1) 受入研究者の採用の取消し
- (2) 支給経費の支給停止、
- (3) 支給済の経費の全部又は一部の返還命令

からいづれか、又は複数の措置を行うことがあります。

- ① 申請書の記載事項に虚偽が発見された場合
- ② 申請書に記載された研究計画の目的を達成することが不可能又は著しく困難と判断される場合
- ③ 米国側研究者が日本国法令に違反し、起訴された場合
- ④ 受入研究者又は受入研究機関が研究の継続が困難であると判断した場合
- ⑤ 米国側研究者が、米国側研究者としての要件を満たさなくなった場合
- ⑥ 米国側研究者又は受入研究者が本会支給経費を不正に受給した場合
- ⑦ 米国側研究者又は受入研究者が研究費の不正使用を行った場合
- ⑧ 米国側研究者又は受入研究者が研究活動における不正行為を行った場合
- ⑨ 米国側研究者又は受入研究者が本手引に記載されている義務に違反し、本会の指示に従わなかった場合及びその他米国側研究者又は受入研究者として相応しくない行動をとった場合

## 8. 米国側研究者、受入研究者及び受入研究機関での事前準備

米国側研究者の来日に際し、米国側研究者、受入研究者及び受入研究機関においては、研究計画及び日本での生活について密接に連絡を取り合うようにしてください。受入研究者及び受入研究機関は米国側研究者の来日に関して管理責任を負うことになります。特に次の点について、十分に打ち合わせを行ってください。

### （1）住居の確保

本会は、住宅に係る契約上の保証人となることはできません。また、物件の斡旋及び住宅に関する情報提供を行うことができません。そのため、米国側研究者及び受入研究者は、日本に

おける米国側研究者の宿泊施設又は住居を確保した上で研究を開始してください。

米国側研究者が家賃など賃貸に関する交渉を行う際には、受入研究者、研究室の同僚、又は受入研究機関の事務担当者等の日本人が米国側研究者に同行し、必要に応じて保証人となってくださるようお願いします。

### (2) 共同研究の形態

共同研究を通じて、特許・ソフトウェア等の研究成果物の帰属に係る問題の発生が予想される場合は、共同研究開始前に、米国側研究者と受入研究者及び受入研究機関間で必要な覚書等を交わしてください。

なお、特許等の申請を行う場合は、特許法等の国内法及び各受入研究機関の研究成果物の規程等を十分に確認した上で手続を行ってください。

### (3) 米国側研究者の研究条件

本会は、米国側研究者を雇用するものではないため、米国側研究者に対し、受入研究機関において研究に従事する時間、曜日、日数、その他の勤務条件を課すことはできません。そのため、受入研究者及び受入研究機関事務担当者は、米国側研究者の夏季休暇等の連続的な休暇を含む休日の取得方法、研究時間、その他の研究条件について、あらかじめ米国側研究者と申し合せを行ってください。その際には、受入研究機関（研究室）における就業規則及び慣行を踏まえ、対応してください。

また、米国側研究者及び受入研究者との間で、研究の進め方等共同研究についての見解の相違がある場合は、受入研究機関内の中立的な組織で調整を行ってください。

## 9. 採用者の公表

米国側研究者の氏名、研究課題名、支援対象期間、受入研究機関名、受入研究者の氏名、職名等を本会のウェブサイト等にて公表することがあります。

## 10. 成果発表

研究成果等の発表に当たり、論文等の謝辞に本事業により支援を受けた旨を記載する場合には、必ず本事業名と研究課題番号を含めてください。（1頁「I-3. 研究課題番号」参照）

また、本事業で行った研究活動又はそれに関連して生じた成果が高い評価を受けた場合には、本会へご連絡いただくとともに、「研究活動報告書（様式5）」に記載ください。（成果の例：学術誌等への共著論文の掲載、新聞等への研究成果・研究活動の掲載、共同研究活動に対する受賞等）

## 11. 研究課題に係るアウトリーチ活動

本事業は、国民の税金によってまかなわれていますので、研究活動の成果を国民へ還元すること、国民や社会に向けてわかりやすく発信することが期待されています。そのため、研究課題に係る米国側研究者のアウトリーチ活動については、受入研究者と協議の上、研究計画に支障のない範囲で参加することが可能です。

※アウトリーチ活動とは、単なる情報発信という考え方を超えて、人々に対してわかりやすい言葉で研究内容や成果を伝え、科学技術を振興する側と享受する側が親和的・双方向的に向き合い対話していく活動である。「アウトリーチ」は「手を差し伸べる」という意味。

例：一般の人々や子ども、教員を対象とした公開シンポジウム、オープンキャンパス、研究室公開、出前講義、実験教室、サイエンスカフェ等

## 12. 研究活動における不正行為

研究活動における不正行為（※）は、科学を冒涜し、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであって、本来あってはならないものです。

また、厳しい財政事情の下、未来への先行投資として、国費による研究費支援が増加する中、国費の効果的活用の意味でも研究の公正性の確保がより一層求められています。以上のことから、研究上の不正行為を行ってはなりません。研究活動を行うにあたっては、受入研究機関や学協会で定められた規程等に、十分留意してください。

### （※）研究活動における不正行為

研究活動における不正行為とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為にほかならない。具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用が、不正行為に該当する。

（平成26年8月26日 文部科学大臣決定 『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』より）

### （参考）研究活動における不正行為等について学ぶ教材等の例

- ① 「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会 編）
- ② 研究倫理 e ラーニングコース e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]  
上記①、②については右記 URL で確認できます。 <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>
- ③ APRIN e-ラーニングプログラム (eAPRIN)
- ④ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ受入研究機関が実施する研究倫理教育

## 13. 研究費の不正使用

研究費の不正使用を行ってはなりません。研究費の不正使用の例は次のとおりです。

- (1) 謝金・給与に係る不正
  - ・架空の出勤表等に基づく請求等、実態の伴わない謝金・給与を請求
- (2) 物品購入費に係る不正
  - ・架空の取引により研究費の支出を請求し、支払われた代金を業者に預け金として管理させた
  - ・架空の消耗品代金を業者に請求させた
- (3) 旅費に係る不正

- ・旅費の水増し請求
- ・実態を伴わない旅費の請求

また、この他、他の研究者が受けている研究費の不正使用に共謀した場合にも、不正使用とみなします。研究費を執行するにあたっては、各研究費の使用ルールを受入研究機関等で確認し、適切に執行してください。

## 14. 個人情報の取扱い等

本事業に係る書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、本会の業務遂行のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）します。

ただし、米国側研究者の氏名、職名、研究機関名、研究課題名、支援対象期間、研究に従事する機関名、受入研究者の氏名、職名及び研究活動報告書等を、本会のウェブサイト等にて公表するほか、関係機関へ周知することがあります。また、本会事業の充実のための調査に協力願う場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

特に、EU を含む欧州経済領域及び英国所在の研究者が含まれる場合は、EU 一般データ保護規則第 2016/679 号「GDPR(General Data Protection Regulation:一般データ保護規則)」及び英国の一般データ保護規則に沿い、上記取扱いについて当該研究者の同意を得てください。GDPR の詳細に関しては、下記のウェブサイト等を参考にしてください。

個人情報保護委員会

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/EU/>

[https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/brexit\\_210628/](https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/brexit_210628/)

## 15. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

受入研究機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、米国側研究者、受入研究者及び受入研究機関における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保することが重要となっていますので、十分留意してください。

## 16. 研究データマネジメントについて

本会は、本会の事業での研究活動における研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本事業に採用された受入研究者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、以下のサンプル様式を参考に、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプラン（DMP）を作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行してください。本会へのDMPの提出は不要です。

本会の研究データの取扱いに関する基本方針は、以下を参照してください。

独立行政法人日本学術振興会の事業における研究データの取扱いに関する基本方針

[https://www.jsps.go.jp/file/storage/open\\_science/basic\\_policy.pdf](https://www.jsps.go.jp/file/storage/open_science/basic_policy.pdf)

独立行政法人日本学術振興会のオープンサイエンスに係る取組

[https://www.jsps.go.jp/j-policy/open\\_science/](https://www.jsps.go.jp/j-policy/open_science/)

米国側研究者招へい事業 DMP サンプル様式（HP で公開予定準備中）

## II 採用後の手続

採用決定後の手続等の要点及び手順は次のとおりです。米国側研究者、受入研究者及び受入研究機関の事務担当者の三者の合意のもとに手続を行ってください。

提出書類については、本手引中の様式一覧に従って、様式をダウンロードし、様式記入要領を参照の上、受入研究機関の事務担当者から本会へ提出してください。

### 1. 採用通知及び関係書類の種類

採用通知時に、本会が送付する書類は以下のとおりです。

- (1) 採用通知書
- (2) 諸手続の手引（本誌）

**(1)の再発行はできませんので、米国側研究者の入国査証の申請や、受入研究者の外国人研究者に係る「在留資格認定証明書」(11 頁「II-2-(2)在留手続」参照)の申請等には、原本を使用しないでください。**

### 2. 支援対象期間開始日前に必要な手続

#### (1) <採用通知書発行日から 1か月以内> 「受入承諾兼誓約書（様式 1）」の提出

米国側研究者及び受入研究者は、本手引に定めるすべての事項に同意し、最終的に採用及び受入を承諾する場合には、「受入承諾兼誓約書（様式 1）」に必要事項を記入し、受入研究機関を通じて提出してください。

**「受入承諾兼誓約書（様式 1）」を未提出のまま採用を開始（経費の支給等）することはできませんので、採用通知書受け取り後すみやかに提出してください。**

#### 支援対象期間開始日の設定に関する注意事項

支援対象期間開始日を設定する際、受入研究者及び受入研究機関は以下の点を念頭に置き、米国側研究者と協議してください。受入研究者は、米国側研究者が本事業を開始する前までに、以下の点を含め受入計画を決定してください。

- ① 研究活動の計画、方法、概要
- ② 査証手続に関する必要書類の手配
- ③ 米国側研究者の到着空港から受入研究機関までの旅行方法（送迎等の手配）
- ④ 来日中の研究旅行
- ⑤ 来日中のその他の訪問先機関の手配
- ⑥ 滞在中の宿舎手配
- ⑦ 滞在費の受給方法

※支援対象期間開始日は採用通知書に記載された支援対象期間開始日と必ずしも同一である

**必要はありません。**ただし、支援対象期間開始日は採用年度内に限ります。（2頁「I-4 支援対象期間」参照）

※「受入承諾兼誓約書（様式1）」を提出後、支援対象期間開始日が変更になった場合には、「変更承認申請書（様式3）」を受入研究機関を通じて提出し、本会の承認を得てください。手続きが遅れると滞在費の支払いが遅れることがあります。

※在留資格認定証明書、査証（ビザ）の取得手続きには約1～3か月程度を要しますので、無理のない来日計画を立ててください。

## （2）在留手続

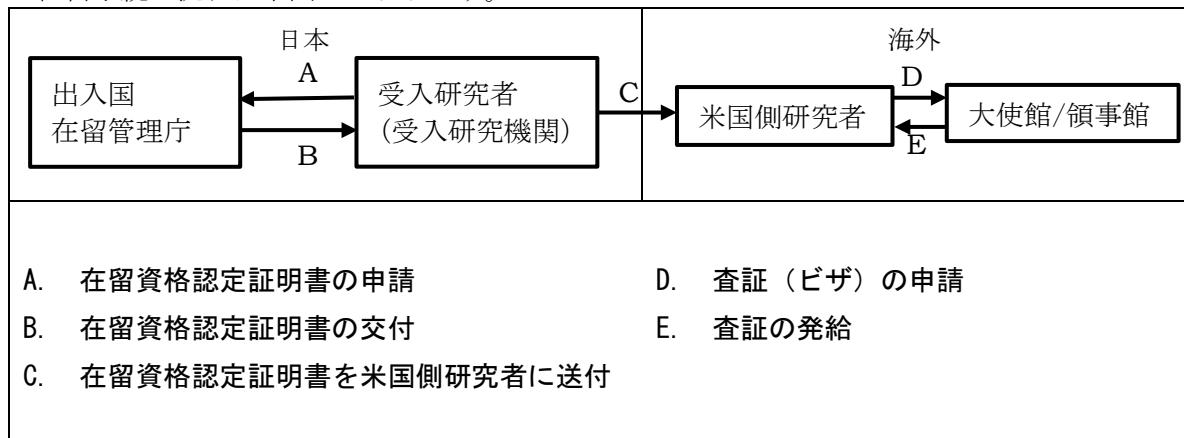
すべての米国側研究者は、日本に入国する際、必要に応じて、自国政府の発給する有効な旅券（パスポート）に、日本国政府の発給する査証を受けたものを所持する必要があります。査証は、外国人の日本への入国及び滞在が差し支えないことを示し、米国側研究者は、日本国大使館又は総領事館において、査証をあらかじめ取得した上で、日本に入国する際に「上陸許可」を受けなければなりません。

なお、あらかじめ日本の出入国在留管理庁から「在留資格認定証明書」の交付を受けた上で査証を申請する場合には、「在留資格認定証明書」を取得せずに査証を申請した場合と比較して、短期間に査証を取得できます。

**米国側研究者は、自身の責任において、在留目的及び期間に合致した査証をあらかじめ取得して来日してください。受入研究者及び受入研究機関は、在留資格認定証明書の申請、査証の取得手続等を行ってください。なお、本会は米国側研究者及びその家族の査証の取得手続に一切関与しません。**

**日本で研究活動を行う場合、「教授」又は「研究」の査証を取得することを推奨します。査証取得に関するご質問は、最寄りの日本国大使館や出入国在留管理庁に確認してください。**

在留手続の流れは下図のとおりです。



## （3）＜支援対象期間開始日の1か月前まで＞「銀行口座届（様式2）」の提出

本会から受入研究機関に対して、当該米国側研究者の日本滞在に係る滞在費を振込みます。受入研究機関の事務担当者は支給される滞在費の受領方法について米国側研究者と受入研究者

にあらかじめ確認の上、「銀行口座届（様式2）」に必要事項を記入し提出してください。

**(4) <該当があれば速やかに、支援対象期間開始日の1か月前までに>「受入承諾兼誓約書（様式1）」提出後の、支援対象期間開始日の変更**

「受入承諾兼誓約書（様式1）」の提出後、研究計画の見直し等により支援対象期間開始日を変更する必要が生じた場合、受入研究者は米国側研究者との合意及び受入研究機関の事務担当者との調整後、「変更承認申請書（様式3）」に必要事項を記入し、受入研究機関を通じて、支援対象期間開始日の1か月前までに本会に提出してください。ただし、支援対象期間開始日は採用年度内に限ります。（2頁「I-4 支援対象期間」参照）

**(5) <該当があれば速やかに> 採用辞退**

採用された米国側研究者が採用を辞退する場合、米国側研究者、受入研究者及び受入研究機関の事務担当者の三者の合意の上、受入研究機関を通じて「採用辞退届（様式6）」を本会に提出してください。本会が採用辞退届を受理した後は、辞退を取り下げることはできません。

### 3. 支援対象期間開始日後に必要な手続

**(1) <支援対象期間開始後速やかに>「支援対象期間開始届（様式なし）」の提出**

受入研究機関の事務担当者は、支援対象期間開始後速やかに、①研究課題番号②米国側研究者氏名③受入研究者氏名④支援対象期間開始日をメール本文に記載の上、本会（srcoj@jspots.go.jp）に送信してください。

**(2) パスポートの提示**

米国側研究者は、本会から求めがあった場合、速やかにパスポートの写し（氏名等記載欄及び査証、出入国の日付が分かる上陸許可が記載された鮮明なもの）を本会へ提出してください。

**(3) 採用証明書の作成**

原則として、本会は支援対象期間中に採用証明書を発行しません。支援対象期間中、米国側研究者が一部経費を本会が負担していることに関する証明書類が必要となった場合は、採用通知書の写しを使用する、または、受入研究機関の事務担当者に作成を依頼してください。

### 4. 支援対象期間終了後に必要な手続

**(1) <支援対象期間終了後速やかに>「支援対象期間終了届（様式なし）」の提出**

受入研究機関の事務担当者は、支援対象期間終了後速やかに、①課題番号②米国側研究者氏名③受入研究者氏名④支援対象期間終了日をメール本文に記載の上、本会（srcoj@jspots.go.jp）に送信してください。

**(2) <支援対象期間終了日から3か月以内>「研究活動報告書（様式5）」の提出**

米国側研究者及び受入研究者は協力して「研究活動報告書（様式5）」を作成し、支援対象期間終了日から3か月以内に、受入研究機関を通じて本会に提出してください。英語・日本語ど

ちらで作成してもかまいません。なお、研究課題名（英文）は採用通知書記載のものから、研究課題名（和文）は様式1受入承諾書兼誓約書作成時のものから変更できません。「研究活動報告書（様式5）」には、主な活動について具体的な内容、所感、今後の展望等を3頁程度で記入してください。また、米国側研究者の日本における研究活動や講義等の写真（1頁程度が目安です。）を添付してください。

なお、「研究活動報告書（様式5）」は本会のウェブサイト等で公開されます。特許や個人情報等について公表を避けたい場合は記載を控えてください。また、写真の公開も控えたい場合、写真の添付は行わなくてもかまいません。本事業における研究活動を通じて、学術誌等への共著論文の掲載、新聞等への研究成果・研究活動の掲載、共同研究に対する受賞等、特筆すべき成果がありましたら、「研究活動報告書（様式5）」に記入してください。

米国側研究者の所属研究機関、部局、職について、申請時の情報から変更がありましたら、受入研究機関の事務担当者は、「研究活動報告書（様式5）」を提出する前に、「基本情報変更届（様式4）」を作成し、本会に提出してください。

### （3）＜支援対象期間終了日から1か月以内＞「終了アンケート」の入力（準備中）

受入研究者は、支援対象期間終了日から1か月以内にウェブ上で「終了後アンケート」をご提出いただく予定です。URL等は後日ご連絡いたします。回答結果は、招へい事業が研究の進展にどれだけ寄与することが出来たかを確認し、より良い事業に改善していくために使わせていただきます。

### III 支給経費

本会から受入研究者の所属機関に対しては、当該米国側研究者 1 名の日本滞在に係る滞在費（14 日以上 60 日以内の日本滞在 1 日当たり日額 18,000 円）を支給します。支給基準、規則等に係る変更の交渉に学振は応じることができません。また、本会は同伴者の経費を負担しません。

本手引に指示されている書類の提出期限、連絡方法等が守られない場合には、本会は経費の支給を行わない、又は止めることができます。

なお、本会が支給しない経費、支給分では不足する分については、米国側研究者に対して N S F が別途経費を支給する可能性があります。この経費に関しては N S F のルールに従ってください。

#### 1. 支給経費の性格

米国側研究者と本会との間には雇用関係はありません。本会が米国側研究者に支給する滞在費は、日本で研究活動等を行うための滞在に必要な経費であり、旅費に相当するものです（米国側研究者の研究活動（労務）の対価ではありません）。

#### 2. 滞在費

##### (1) 支給額

日本滞在 1 日当たり日額 18,000 円を支給します。総額は日額に支援対象日数を乗じた額となります。ただし、支援対象期間を短縮する場合はこの限りではありません。短縮する場合は、短縮されたに日数に応じて支給額が減額されます。（16 頁「IV-2 滞在費の減額」参照）

##### (2) 支払日及び支給方法

###### ①支払日

支払日は本会の設定した日（各月の 10 日、20 日、30 日の前後の日）となります。

※留意事項

予算管理、経理の都合上、予告なく上記の支給方法・支払日を変更する場合があります。

###### ②支給方法

原則、支援対象期間開始日直前の支払日に、支援対象日数×日額 18,000 円を一括で支給します。

受入研究機関の口座に滞在費を振り込みますので、受入研究機関は滞在費を米国側研究者に渡してください。なお、入金する際に、本会より受入研究機関に別途「RECEIPT」を送付しますので、内容と渡す金額を互いに確認し、米国側研究者の氏名・受領日を記入の上、

受入研究機関を通じて受領から2週間以内に本会に提出してください。

**(3) 米国側研究者、受入研究者及び受入研究機関の事務担当者へのお願い**

支給された滞在費の管理については、米国側研究者が責任を持って行ってください。本会は経費の不足による前借り及びその他の相談には一切応じません。

また、他の経費を受領する場合、本会から支給する滞在費と目的が同一の経費との重複受給が発生しないように、ご留意ください。

### 3. 支給経費の戻入

本会は、支援対象期間の短縮等の理由により、米国側研究者に滞在費の超過支給が発生している場合には、米国側研究者に当該経費の戻入を命令する「戻入通知書」を作成し、受入研究機関を通して送付します。本会が通知する期限までに、戻入通知書に記載の金額を指定の振込先へ返金してください。なお、返金は受入研究機関等から送金いただいてもかまいません。**米国側研究者、受入研究者及び受入研究機関は連携し合い、責任をもって戻入を行ってください。**

また、受入研究者及び受入研究機関においては、戻入ができるだけ発生しないよう、**米国側研究者の支援対象期間及び支給経費等に密接に関連する事項（支援対象期間の短縮）については、米国側研究者と日常的に連絡を取ってください。**

戻入にあたっての送金手数料（海外送金手数料及び日本での振込手数料）については、本会は負担できません。なお、帰国後に外国から送金する場合、手数料が高額になりますのでご留意ください。

## IV 各種変更等

申請書に記載の研究課題及び研究計画に基づいて審査が行われています。そのため、原則として、当初の計画を変更することはできません。米国側研究者が、やむを得ない事情により支援対象期間の短縮を希望する場合は、必ず事前に受入研究者及び受入研究機関に連絡してください。短縮を行うことが確定次第速やかに「変更承認申請書（様式 3）」を記入し、受入研究機関を通じて本会に提出してください。必要に応じて、米国側研究者は NSF に連絡してください。なお、いかなる場合であっても、支援対象期間（採用通知書に記載されたは日数）は、延長できません。また、支援対象期間開始から終了までの日本滞在日数が、本事業定められた支援対象期間の下限である 14 日を下回ることはできません。

### 1. 支援対象期間の短縮

支援対象期間の短縮における注意点は以下のとおりです。

- (1) 短縮は、本会がやむを得ないと判断する場合のみ認められます。
- (2) 申請時の研究計画と実施内容に著しい差異が生じる短縮は認められません。
- (3) 一度短縮した支援対象期間は、再び延長できません。
- (4) 短縮日数分の滞在費は、減額されます。
- (5) 復路の航空券に関しては、必要に応じて、米国側研究者が NSF に連絡してください。

### 2. 滞在費の減額

滞在費は、米国側研究者が日本国内において研究活動に従事するための日常生活に必要な費用に充てるための経費として支給しています。（14 頁「III-2 滞在費」参照）

そのため、期間短縮を行った場合は、その理由に関わらず、支援対象期間短縮日数に日額単価を乗じた額を減額します。本会は、支援対象期間の短縮その他の理由により、米国側研究者に滞在費の超過支給が発生している場合には、米国側研究者に当該経費の返還を要求します。（15 頁「III-3 支給経費の戻入」参照）

### 3. その他基本事項変更の手続

受入研究者の所属部局、職、氏名及び連絡先、米国側研究者の所属研究機関、部局、職、氏名、連絡先、受入研究機関の名称に変更があった場合、受入研究機関の事務担当者が「基本情報変更届（様式 4）」を作成し、本会に提出してください。複数の受入研究者又は米国側研究者に該当する場合は、対象者一覧を別紙として作成し、「基本情報変更届（様式 4）」に添付する形でも構いません。受入研究機関の担当部署、担当者、電話番号に変更が生じた場合はメールでご連絡ください。

## 今後の研究継続について

本会事業により今後の研究継続を御検討されている場合は、次の URL 「事業の御案内」より、該当する事業をご確認ください。

<https://www.jsps.go.jp/programs/>

## Research Continuation

If you are considering continuing this research under another JSPS program, please check the following URL for a listing of corresponding programs.

<https://www.jsps.go.jp/english/programs/index.html>

## 海外における研究者コミュニティ活動の支援

米国側研究者が支援対象期間を終了し、帰国した後も JSPS 事業経験者間及び JSPS とのネットワークを継続できるよう、研究者コミュニティ（同窓会）の形成を支援しています。

## Alumni Associations

JSPS supports 21 researcher communities (alumni associations) established by former JSPS US PIs in countries around the world, allowing them to maintain and expand their networks among themselves and with Japanese colleagues after completing their tenures and returning to their countries.

[https://www.jsps.go.jp/english/e-plaza/20\\_alumni.html](https://www.jsps.go.jp/english/e-plaza/20_alumni.html)

## JSPS Researchers Network について

JSPS 事業経験者を中心とする研究者向けソーシャルネットワークサービスを運用しております。是非ご登録ください。

JSPS Researchers Network (JSPS-Net) is the social networking service that supports researchers networking and encourages knowledge sharing. Please check the following URL for registration.

<https://www-jspsnet.jsps.go.jp/>

## LinkedIn について

日本学術振興会の情報を LinkedIn でも公開しておりますので、JSPS International Academic Collaborations をフォローくださるよう、御協力をお願いします。

<https://www.linkedin.com/company/jspsnational-academic-collaborations>

Information about JSPS is also available on LinkedIn. We hope you will follow “JSPS International Academic Collaborations” on the platform if you have experienced participating in any of JSPS programs.

<https://www.linkedin.com/company/jspsnational-academic-collaborations>

## メールマガジンの購読について（日本語のみ）

JSPS Monthly（本会便り）の配信を希望される方は、以下の URL から登録してください。

<https://www.jsps.go.jp/j-mailmagazine/subscription.html>